

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 7 月 24 日

株式会社インターパーク

代表取締役社長 船越 裕勝

問合せ先： 取締役 CFO 上山 裕幸

TEL： 011-219-4000

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題と位置づけ、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため必要な見直しを行っていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	なし
-----------	----

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
船越 裕勝	512,000	32.0
須田 祐馬	432,000	27.0
株式会社ちえぶくろ	320,000	20.0
株式会社 S AM	320,000	20.0
高井 伸	16,000	1.0

(注) 上表の割合については、新株予約権（普通株式 64,200 株）を除いた発行済株式総数（1,600,000 株）に基づいて算出しております。なお、自己株式は保有しておりません。

支配株主名	船越裕勝 株式会社ちえぶくろ
-------	-------------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

株式会社ちえぶくろは、船越裕勝氏の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	Tokyo PRO Market Sapporo PRO Frontier Market
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び取引条件が通常の取引と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村 秀憲	学者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村 秀憲	—	—	他社での取締役の経験があり、AI等専門的な見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督を受けられると判断したため、社外取締役に選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社においては、監査役、監査法人及び内部監査担当者が相互に連携する三様監査体制を構築し

ており、監査の実効性向上に努めている。監査役は監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報共有及び意見交換を行い、各監査の実施状況や監査結果について共有しております。

また、監査法人との間では監査計画及び監査結果に関する報告を受けるとともに、必要に応じて監査役及び内部監査担当者を交えたディスカッションを実施している。さらに、内部監査担当者は監査役に対して内部監査の実施状況及び監査結果を報告し、監査役はこれらの情報を踏まえて監査を実施しております。

このように、監査役、監査法人及び内部監査担当者が相互に連携することにより、監査の有効性及び内部統制の強化を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島津光宏	他の会社の出身者													
鈴木隆司	公認会計士													
田代耕平	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木隆司	—	—	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性を確保する上で、十分な能力、経験があると判断したため、社外監査役に選任いたしました。
田代耕平	—	—	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性を確保する上で、十分な能力、経験があると判断したため、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長及び企業価値向上と対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、役員報酬・賞与の算定方針に基づき世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮しつつ株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は株主総会にて決議された限度額の範囲内で、監査役会の決議により個別報酬額を決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、管理部が行っており、取締役会資料については十分に検討できる時間を確保するため事前に配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、内部監査担当者及び監査法人による監査を通じて、業務執行の適正性及び経営監督機能の確保を図っております。 取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、原則として月1回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。なお、監査役は取締役会に出席し、意思決定のプロセス及び業務執行状況を監視しております。 監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、原則として月1回開催する定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役及び使用人からの報告聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。 経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び部長等により構成され、原則として毎月1回開催してお

ります。業務執行に関する重要事項の報告、各部門の課題把握及び経営戦略等に関する協議を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備・運用を推進しております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が、年間内部監査計画に基づき各部門に対するヒアリング及び実地調査を実施し、内部統制、コンプライアンス及び業務遂行の有効性・効率性の向上に努めております。内部監査の結果は代表取締役社長に直接報告されるほか、監査役及び監査法人とも適宜情報共有を行っております。会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から監査を受けております。

役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬は取締役会の決議により、監査役報酬は監査役会の決議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしております。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視・監督機能を適切に機能させることで経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視・監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行者から独立した監視・監督機能及び監査役・監査役会による当該機能の両輪を中心としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	現在は実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にIRページを開設し、ディスクロージャーポリシーの公表を予定しております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報を掲載しております。
IR に関する部署(担	管理部が担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら

当者)の設置	IR 活動を実施してまいります。
--------	------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針において、ステークホルダーとの協働に関する内容を定めております。株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことが重要であると認識し、各ステークホルダーから信用を得られるよう努めてまいります。 当社は、コンプライアンス規程においてコンプライアンス体制を定め、役職員に法令遵守をはじめ、社会的な責任を果たすことを周知徹底しております。また、経営の健全性及び透明性の向上を目的として、迅速かつ公平な情報開示を行い、ステークホルダーの期待に応えるよう企業価値向上に努める方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2021 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 倫理的行動規範、リスク管理規程を制定運用する。
- (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理

規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

（２）各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

（３）内部監査担当者による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

（２）各組織単位に業務執行取締役を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。

（３）稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

（４）社長、業務執行取締役、マネージャーによる経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（１）監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

６．監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

（１）監査役補助人は、監査役会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

（２）当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

７．監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）監査役補助人が監査役会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

８．取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（１）取締役及び使用人ならびに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。

（２）監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。

（３）重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。

（４）前３項の報告を行った者に対し、内部通報制度規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。

(2) 内部監査担当者、監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

(2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当者が中心となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。

(4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当社は反社会的勢力との関係を一切遮断し、金銭その他経済的利益を提供しないために、全ての役員及び従業員が断固たる姿勢で取り組む者とする」旨と「反社会的勢力に関する基本原則」を定める。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「北海道暴力追放推進センター」の賛助会員に加入し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めることとする。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

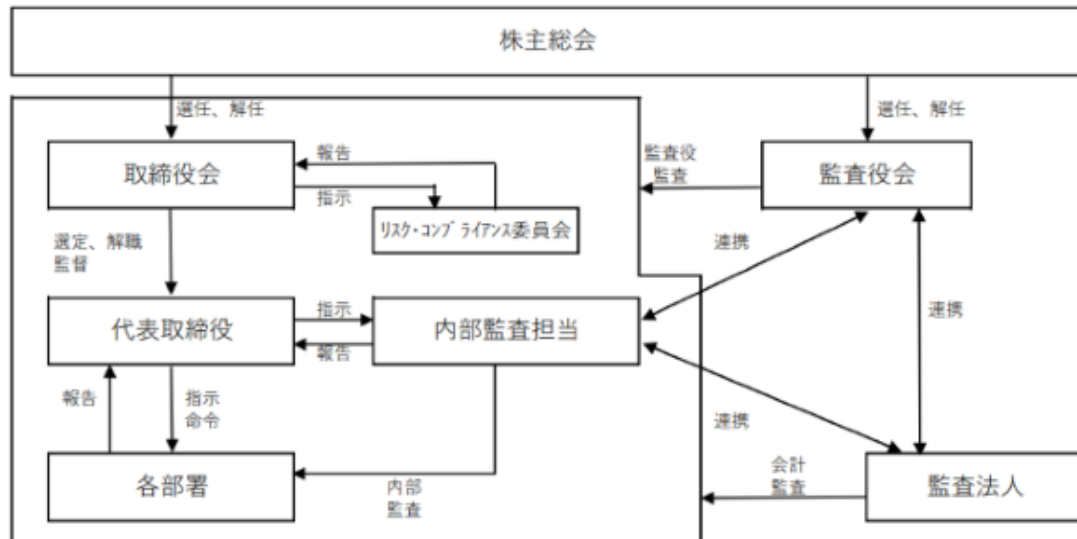
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

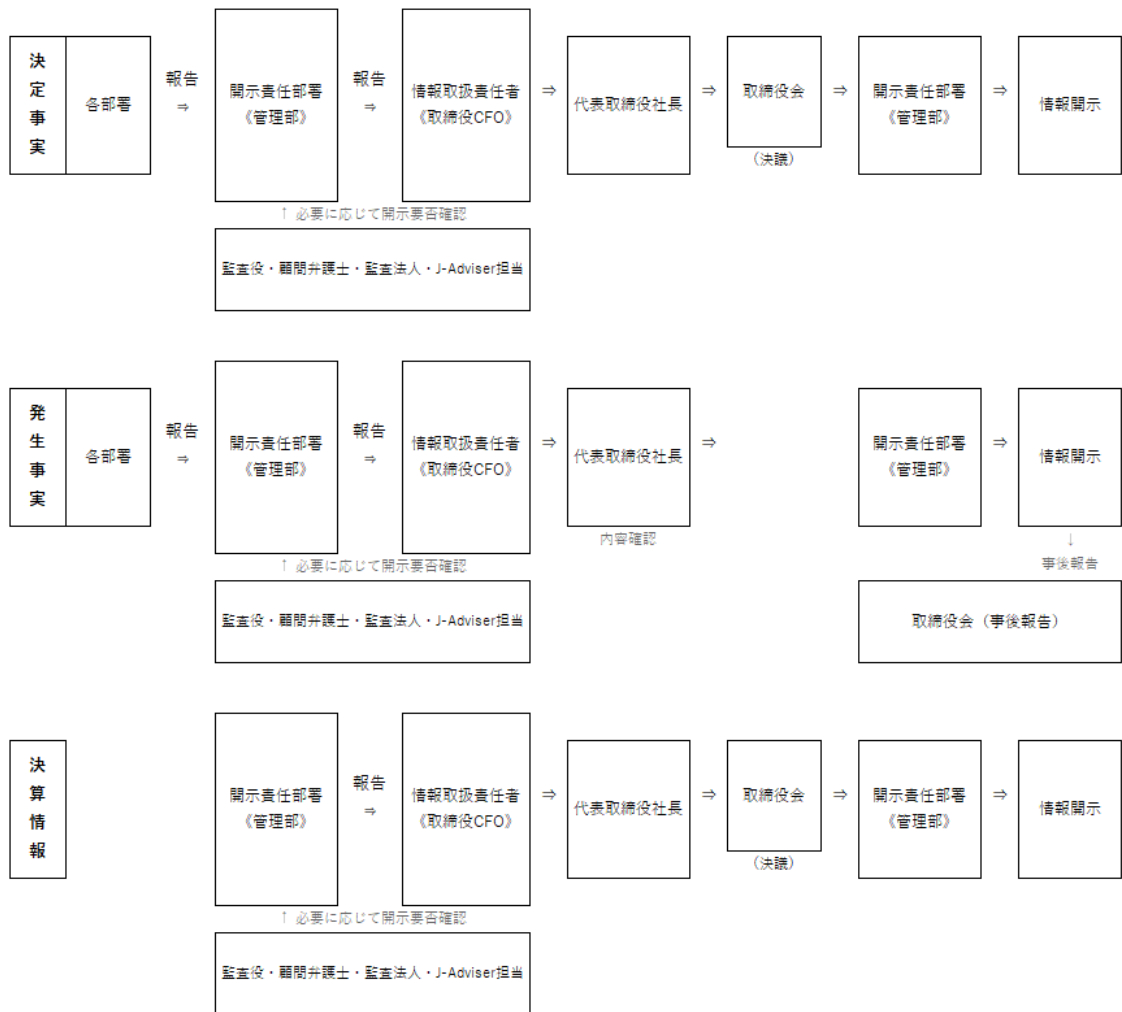
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料とし

て添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上